

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年5月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西 区	(略) 特別養護老人ホーム スマイルガーデン黒 埼 <u>住宅型有料老人ホー ム ころはす小針</u>	(略) 新潟市西区金巻88 0番地1 <u>新潟市西区小針4 丁目39-28</u>	新潟市西 区	(略) 特別養護老人ホーム スマイルガーデン黒 埼	(略) 新潟市西区金巻88 0番地1
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム 小国あいあい <u>介護付有料老人ホー ム アダージョ福住</u>	(略) 長岡市小国町太郎 丸1520-1 <u>長岡市福住1丁目 5番3号</u>	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム 小国あいあい	(略) 長岡市小国町太郎 丸1520-1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。